

学生本人又は同居する家族等に比較的軽い風邪のような症状がある場合（心配な場合）

【風邪のような症状】 ※ワクチン接種後の副反応含む

発熱や咳などの風邪の症状、だるさ、下痢・腹痛などがある

大学には、登校せず自宅にて待機して下さい

※「公欠」の条件 その1

※該当しない方は報告は不要です！

「学生支援センター」へ、**至急連絡**してください。【大学】 Tel : 072-977-9574

※「公欠」の条件 その2

「[manaba](#)」にて学生支援センターへ速やかに報告してください。

※コース「新型コロナウイルス感染調査」からアンケート「**①風邪のような症状**」に回答してください。

なお、「濃厚接触」している可能性がある場合は、速やかに「新型コロナウイルス陽性者と【濃厚接触】した場合」のフロー図に従い対応してください！

【自宅待機中の対応】

- ①実習先など、外部の協力機関・団体には、絶対に行かないでください。今後の実習については、各実習室・実習センターへ連絡し、指導を仰いでください。
- ②医療機関にて受診してください。（可能ならば）
- ③診断結果が判明する、もしくは症状が治まるまでは、他の人との接触を避け自宅にて待機してください。

【公欠について（特別措置）】

上記のように、学生本人又は同居する家族等の「**風邪のような症状**」で、授業を欠席した場合は、以下の条件に該当する場合のみ、医療機関での診断結果に関わらず「**公欠**」とします。

【「公欠」の条件】

- ◆学生支援センターへの**電話連絡**（「[公欠](#)」の条件 その1）
- ◆**manaba**（①風邪のような症状）での報告（「[公欠](#)」の条件 その2）
- ◆「**公欠願**」の提出（教務部へ）（「[公欠](#)」の条件 その3）

※本対応は「新型コロナウイルス感染症」のための**特別な措置**です。

※「公欠」は欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

【注意】

上記の「**風邪のような症状**」により1週間を超える（授業日6日連続以上）授業を欠席した場合、期間が異なる複数の授業を欠席した場合、教務部や学科が必要と認めた場合等については、**医療機関での診断書を必要とする場合があります**ので留意してください。

快復した場合は、通常登校してください。（快復後一週間以内に教務部へ公欠願を提出してください）

※期間を超えた場合、公欠願を受理することはできません。

症状が4日以上続く場合は「学生本人又は同居する家族等に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合」のフロー図に従い対応してください！